

学校長 様

県立新津工業高等学校

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

## 療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ (該当に○ A型・B型・不明)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 ____年 ____月 ____日
インフルエンザ：解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
新型コロナウイルス感染症：症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 ____年 ____月 ____日
登校開始日	令和 ____年 ____月 ____日

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

保護者の方へ

- 1) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 2) 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 3) 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 4) 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- 5) 本届は、登校日に持参し、担任に提出してください。

〈出席停止期間の数え方〉 学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【インフルエンザの場合】

1 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

〈例〉（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

〈例〉5/11発症（0日目）

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							登校可
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

【新型コロナウイルス感染症の場合】

1 「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後\*1日を経過するまで」

\* **症状軽快とは**：従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

○ 無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

〈例〉5/11発症（0日目）

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可
			0日目	1日目		
			症状軽快			

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							登校可
					0日目	1日目	
					症状軽快		